

岡山県公報

発行
岡山県



目次

担当課（室）

目次

担当課（室）

【告示】

○ 精神通院医療を担当する医療機関の指定に係る事項の変更

健康推進課

○ 農業災害補償法に基づく農作物共済の当然加入基準の廃止

組合指導課

○ 保安林の解除予定

治山課

〃

〃

○ 道路の区域変更

道路整備課

○ 道路の供用開始

〃

【公告】

○ 一般競争入札の実施

財産活用課

○ 特定非営利活動法人の定款変更の認証の申請

県民生活交通課

○ 随意契約の相手方の決定

循環型社会推進課

○ 大規模小売店舗の変更の届出の縦覧

経営支援課

○ 岡山県家畜人工授精講習会等の開催

畜産課

○ 土地改良区清算人の就職届

耕地課

○ 県営土地改良事業換地計画の縦覧

〃

○ 公共測量の実施

監理課

○ 開発許可を受けた開発行為に関する工事の完了

建築指導課

〃

【選挙管理委員会】

○ 公職選挙法等執行規程の一部改正
（県例規集登載）

選挙管理委員会

○ 政治団体の名称等の公表

〃

○ 政治団体の代表者等の異動

〃

○ 政治団体の解散

〃

○ 資金管理団体の名称等の公表

〃

【公安委員会】

○ 猟銃の操作及び射撃の技能に関する講習の実施

生活安全企画課

〃

〃

◎岡山県告示第四百六十六号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成十七年法律第百二十三号）第五十九条第一項の規定により指定を受けた次の精神通院医療を担当する医療機関について、同法第六十四条の規定により次のとおり変更の届出を受理した。

平成三十年八月三十一日

岡山県知事 伊原木 隆 太

指定に係る事項を変更した医療機関

名 称	変更事項	変更前	変更後	変更年月日
藤井クリニック	医療機関の所在地	総社市三輪一〇三二一二	総社市駅南二丁目一七一	平成三十年七月十四日

◎岡山県告示第四百六十七号

平成十二年岡山県告示第二百五号（農業災害補償法に基づく農作物共済の当然加入基準）は、廃止する。ただし、平成三十年以前の年産の農作物に係る農作物共済の当然加入資格者の例外とする業務の規模の基準については、なお従前の例による。

平成三十年八月三十一日

岡山県知事 伊原 木 隆 太

◎岡山県告示第四百六十八号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十九条の規定により、農林水産大臣から次のとおり保安林の指定を解除する予定である旨の通知があった。

平成三十年八月三十一日

岡山県知事 伊原木 隆 太

一 解除予定保安林の所在場所

高梁市成羽町星原字鍛冶屋谷二二八の四、二二八の七（以上二筆国有林）

二 保安林として指定された目的

土砂の流出の防備

三 解除の理由

道路用地とするため

◎岡山県告示第四百六十九号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十九条の規定により、農林水産大臣から次のとおり保安林の指定を解除する予定である旨の通知があった。

平成三十年八月三十一日

岡山県知事 伊原 木 隆 太

一 解除予定保安林の所在場所

新見市哲多町荻尾字墨谷一五九〇の八、字室宇峠一五九一の一五

二 保安林として指定された目的

水源の涵養^{かん}

三 解除の理由

道路用地とするため

平成30年8月31日 岡山県公報 第12021号

◎岡山県告示第四百七十号

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定により、道路の区域を次のとおり変更する。

その関係図面は、岡山県土木部道路整備課において告示の日から二十日間一般の縦覧に供する。

平成三十年八月三十一日

岡山県知事 伊原木 隆 太

一 道路の種類 県道

二 路線名 七曲井原線

三 道路の区域

区 域	新 旧 別	幅 員 (メートル)	延 長 (メートル)
井原市高屋町字落石七四一四番一地先から 井原市高屋町字落石七四〇九番一地先まで	新	一九・五 五五・二	九八・八
井原市高屋町字落石七四一九番一地先から 井原市高屋町字落石七四〇九番二地先まで	旧	一一・六 三三・五	一〇九・五

平成30年8月31日 岡山県公報 第12021号

◎岡山県告示第四百七十一号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定により、道路の供用を次のとおり開始する。

その関係図面は、岡山県土木部道路整備課において告示の日から二十日間一般の縦覧に供する。

平成三十年八月三十一日

岡山県知事 伊原木 隆 太

道路の種類	路線名	区間	供用開始年月日
県道	七曲井原線	井原市高屋町字落石七四一四番一地从先から 井原市高屋町字落石七四〇九番一地从先まで	平成三十年 八月三十一日

〔四二五〕 地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百三十四条第一項の規定により、次のとおり一般競争入札を実施する。

平成三十年八月三十一日

一 入札に付する事項

岡山県知事 伊原木 隆 太

土地（建付地） 売払い契約		土地 1 備前市東片上字米当田二二三番一	2 建物 備前市東片上字米当田二二三番地一	津山市総社字大根山五三二番、五三一番二		契約種別	所 在
鉄骨造平家建	造平家建	コンクリートブロック	鉄筋コンクリート造平家建	階建	宅地	宅地・雑種地	地目又は構造
二五・〇〇	一〇・〇〇	二五・二〇	一〇五・〇〇	八九六・四二	三、六二三・三八	二七七・〇四	面積（平方メートル）
				三三、六〇五、〇〇〇円	三、〇五〇、〇〇〇円	予定価格（最低売払価格）	
				三、三六〇、五〇〇円	三〇五、〇〇〇円	入札保証金	

					土地(建付地) 売払い契約	土地売払い契約	土地売払い契約
					1 土地 笠岡市笠岡字八幡平五一八九番七、五一八九番一二	真庭市田羽根字柳原五二九番一二	備前市東片上字天神三八九番一
					2 建物 笠岡市笠岡字八幡平五一八九番地七		
鉄骨造平家建	コンクリートブロック 造平家建	鉄骨造平家建	コンクリートブロック 造平家建	コンクリートブロック 造平家建	鉄筋コンクリート造三 階建	宅地・雑種地	宅地
二二三・四〇	七・七六	二・四六	一七・五一	六〇・三七	六八二・九九	三、三一二・二〇	二九五・五九
						二、四九五・三九	一、三〇四、〇〇〇円
						四、〇三〇、〇〇〇円	九、七七〇、〇〇〇円
							九七七、〇〇〇円
							四〇三、〇〇〇円
							一三〇、四〇〇円

土地売払い契約	土地売払い契約	土地売払い契約	土地売払い契約	土地売払い契約	土地売払い契約	
○番一七 吾田郡鏡野町塚谷字一本松七四〇番一五、七四	吾田郡鏡野町塚谷字一本松六一二番二三	吾田郡鏡野町塚谷字一本松六一二番二二	吾田郡鏡野町塚谷字一本松六一二番二〇	吾田郡鏡野町塚谷字一本松六一二番一五	吾田郡鏡野町塚谷字一本松六一二番一二	
宅地・雑種地	宅地	宅地	宅地	宅地	宅地	鉄骨造平家建
五七九・〇〇	四八八・二九	五九〇・一七	五七七・〇五	五〇九・〇九	三八三・二二	二四・〇〇
一、九六一、八〇〇円	二、六七四、七〇〇円	三、三六六、一〇〇円	三、二五八、七〇〇円	二、八七四、八〇〇円	一、九六九、三〇〇円	
一九六、一八〇円	二六七、四七〇円	三三六、六一〇円	三二五、八七〇円	二八七、四八〇円	一九六、九三〇円	

二 入札参加者の資格

日本国内に住所、事務所又は事業所を有する個人又は法人。ただし、次に掲げる者を除く。

- 1 地方自治法第二百三十八条の三第一項に規定する者
- 2 地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）第六百六十七条の四第一項に規定する者
- 3 知事が地方自治法施行令第六百六十七条の四第二項各号のいずれかに該当すると認めた者であつて、その認めた日から三年を経過しないもの
- 4 日本語を完全に理解することができないこと等の理由により、入札の内容を完全に理解せずに入札に関する意思の表示を行うおそれのある者
- 5 岡山県インターネット公有財産売却ガイドライン及びヤフー株式会社が定めるオークションに関連する規約の内容を承諾せず、又は遵守することができない者
- 6 申込者又はその役員が岡山県暴力団排除条例（平成二十二年岡山県条例第五十七号）第二条第一号に規定する暴力団又は同条第三号に規定する暴力団員等（以下「暴力団等」という。）に該当する者

- 7 申込者又はその役員が暴力団等の統制下にある者
 - 8 申込者又はその役員が暴力団等と社会的に非難されるべき関係を有している者
 - 9 申込者又はその役員が岡山県建設工事等暴力団対策会議運営要領別表一に掲げる措置事由に該当すると認められる者
 - 10 その他知事が不相当と認める者
- 三 入札参加申込み
- 1 仮申込み
入札に参加しようとする者は、ヤフー株式会社の運営する公有財産等の売払に関するインターネットオークションシステム（以下「売却システム」という。）により参加の仮申込みのを行うこと。
 - 2 申込手続
 - 3 受付期間
平成三十年九月三日（月）午後一時から同月十九日（水）午後二時まで（岡山県の休日定める条例（平成元年岡山県条例第二号）第一条第一項に規定する県の休日を除く。）
- 四 契約条項を示す場所
岡山市北区内山下二丁目四番六号 岡山県総務部財産活用課
- 五 入札保証金
一の表に掲げる額の入札保証金を、六一の期間の末日の二日前までに、岡山県が発行する納入通知書により納付すること。なお、この入札保証金を返還する場合には、利息を付さない。
- 六 入札期間、入札場所及び開札日時
- 1 入札期間
平成三十年十月四日（木）午後一時から同月十一日（木）午後一時まで
 - 2 入札場所
売却システム上で行う。
 - 3 開札日時
平成三十年十月十一日（木）午後一時
- 七 入札方法

八 入札の無効

売却システムにより入札価格を登録する方法による。なお、この登録は、一の物件につき一回に限り行うことができる。

次のいずれかに該当する入札に係る入札書は、無効とする。

- 1 入札に参加することができない者のした入札
- 2 談合してした入札
- 3 入札保証金を納付しない者又はその金額に不足のある者のした入札
- 4 二以上の入札をした者のした入札
- 5 七に規定する入札方法以外の方法による入札
- 6 岡山県財務規則（昭和六十一年岡山県規則第八号）第三百三十五条の規定に違反する代理人のした入札

九 問い合わせ先

〒七〇〇一八五七〇 岡山市北区内山下二丁目四番六号

岡山県総務部財産活用課（電話〇八六一二二六―七二三五）

〔四二六〕特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第二十五条第四項の規定により、次のとおり特定非営利活動法人の定款変更の認証の申請があった。

平成三十年八月三十一日

岡山県知事 伊原木 隆 太

一 申請のあった年月日

平成三十年八月二十二日

二 申請に係る特定非営利活動法人の名称

特定非営利活動法人ふれあいサポートちやていず

三 代表者の氏名

湊 照代

四 主たる事務所の所在地

備前市日生町日生八八六番地

五 定款に記載された目的

この法人は、子どもと子どもをとりまく親や地域の人々に対して、様々なふれあいの場や活動の場、及び学習の場を提供、支援することにより元気で楽しく活力ある地域社会づくりに寄与することを目的とする。

六 変更する事項

特定非営利活動に係る事業の種類

〔四二七〕地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成七年政令第三百七十二号）に基づき、特定調達契約につき、次のとおり契約の相手方等を決定した。

平成三十年八月三十一日

岡山県知事 伊原木 隆 太

一 特定役務の名称

倉敷市真備町災害廃棄物収集運搬業務

二 契約期間

平成三十年七月十日から平成三十一年三月三十一日まで

三 契約に関する事務を担当する課等の名称及び所在地

岡山県環境文化部循環型社会推進課

岡山市北区内山下二丁目四番六号

四 契約の相手方を決定した日

平成三十年七月十日

五 契約の相手方の氏名及び住所

一般社団法人岡山県産業廃棄物協会

岡山市北区津高六二八―六

六 契約金額

- 1 三トン平ダンプ 一日当たり一台につき五三、四六〇円（うち消費税額及び地方消費税の額三、九六〇円）
- 2 四トンダンプ 一日当たり一台につき五九、四〇〇円（うち消費税額及び地方消費税の額四、四〇〇円）
- 3 四トンヒアブ 一日当たり一台につき七一、二八〇円（うち消費税額及び地方消費税の額五、二八〇円）
- 4 七トンダンプ 一日当たり一台につき九五、〇四〇円（うち消費税額及び地方消費税の額七、〇四〇円）
- 5 七トンヒアブ 一日当たり一台につき九五、〇四〇円（うち消費税額及び地方消費税の額七、〇四〇円）
- 6 八トンダンプ 一日当たり一台につき九五、〇四〇円（うち消費税額及び地方消費税の額七、〇四〇円）

7 八トンヒアブ 一日当たり一台につき九五、〇四〇円（うち消費税額及び地方消費税の額七、〇四〇円）

8 十トン平ダンブ 一日当たり一台につき五九、四〇〇円（うち消費税額及び地方消費税の額四、四〇〇円）

9 十トンダンブ 一日当たり一台につき九五、〇四〇円（うち消費税額及び地方消費税の額七、〇四〇円）

10 十トンヒアブ 一日当たり一台につき九五、〇四〇円（うち消費税額及び地方消費税の額七、〇四〇円）

11 現場管理者 一日当たり一人につき三五、六四〇円（うち消費税額及び地方消費税の額二、六四〇円）

七 契約の相手方を決定した手続（契約方法）

随意契約

八 随意契約の理由

地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）第百六十七条の二第一項第五号に

該当するため

〔四二八〕大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第六条第三項において準用する同法第五条第三項の規定により、次の大規模小売店舗の変更の届出について、縦覧に供する。

この公告に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、同法第八条第二項の規定により、縦覧期間満了の日までに知事に意見書を提出することができる。

平成三十年八月三十一日

岡山県知事 伊原木 隆 太

一 届出事項の概要

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

名称 カインズホーム津山店・天満屋ハピーズ高野店

所在地 津山市高野本郷字源八一三六九番二ほか

2 届出者の名称、住所及び代表者の氏名

(1) 名称 株式会社ウシオ

住所 鳥取県鳥取市二階町一丁目二一八番地

代表者の氏名 代表取締役 潮 巽市

(2) 名称 株式会社天満屋ストア

住所 岡山市北区岡町一三番一六号

代表者の氏名 代表取締役 野口 重明

3 変更事項

(1) 大規模小売店舗の施設の配置に関する事項

駐車場の収容台数

（変更前） 六百二十六台

（変更後） 四百五十八台

(2) 大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項

駐車場の自動車の出入口の数

（変更前） 十三箇所

（変更後） 十箇所

4 変更年月日

平成三十一年四月二十一日

平成30年8月31日 岡山県公報 第12021号

二 届出年月日

平成三十年八月二十日

三 縦覧の期間及び場所

1 縦覧の期間

平成三十年八月三十一日から平成三十一年一月四日まで

2 縦覧の場所

岡山県産業労働部経営支援課及び津山市産業経済部経済政策課

〔四二九〕家畜改良増殖法（昭和二十五年法律第二百九号。以下「法」という。）第十条第二項の規定による岡山県家畜人工授精に関する講習会及び岡山県家畜人工授精及び家畜体内受精卵移植に関する講習会を次のとおり開催する。なお、家畜人工授精並びに家畜体内受精卵移植及び家畜体外受精卵移植に関する講習会は、開催しない。

平成三十年八月三十一日

岡山県知事 伊原木 隆 太

一 講習の対象となる家畜の種類
牛

二 開催期日及び実施場所

1 岡山県家畜人工授精に関する講習会

平成三十年十一月二十六日（月曜日）から同年十二月二十六日（水曜日）まで

真庭市蒜山西茅部六三二 公益財団法人中国四国酪農大学校

ただし、講習の一部は、岡山県農林水産総合センター畜産研究所（久米郡美咲

町北二二七二）で実施する。

2 岡山県家畜人工授精及び家畜体内受精卵移植に関する講習会

平成三十一年一月八日（火曜日）から同年二月一日（金曜日）まで

真庭市蒜山西茅部六三二 公益財団法人中国四国酪農大学校

三 受講資格

次に掲げる条件を満たす者であること。

1 成年被後見人又は被保佐人でないこと。

2 岡山県家畜人工授精及び家畜体内受精卵移植に関する講習会については、家畜人工授精に関する講習会の修業試験に合格した者であること。

四 受講定員

三十名ずつ。ただし、受講希望者が多数の場合は、県内在住者を優先し、別に選別を行うことがある。

五 受講申込み

1 提出先及び提出書類

講習を受けようとする者は、所定の受講申請書に次に掲げる書類を添付して、住所を所管する県民局農林水産事業部農畜産物生産課に提出すること。ただし、県外在住者にあつては、住所地の都道府県の畜産担当課を経由し、岡山県農林水産部

畜産課に提出すること。

- (1) 戸籍謄本又は戸籍抄本
- (2) 履歴書（顔写真を貼り付けたもの。なお、法第十七条第二項各号のいずれかに該当する者は、その旨を記載すること。）

- (3) 家畜人工授精に関する講習会の修業試験の合格証明書の写し（岡山県家畜人工授精及び家畜体内受精卵移植に関する講習会の受講を申請する場合に限る。）

2 受付期間

平成三十年八月三十一日（金曜日）から同年十月二十六日（金曜日）まで。なお、

郵送の場合は、同日の消印のあるものまで受け付ける。

六 受講料

次の額に相当する額の岡山県収入証紙を受講申請書に貼り付けて納付すること。

- 1 岡山県家畜人工授精に関する講習会 一八、九〇〇円
うち、一部の科目の受講を免除されている者 七、五四〇円
- 2 岡山県家畜人工授精及び家畜体内受精卵移植に関する講習会 二五、二四〇円

七 その他

- 1 講習会を修了した者については、修業試験を行う。
- 2 岡山県家畜人工授精に関する講習会及び岡山県家畜人工授精及び家畜体内受精卵移植に関する講習会の両方を併せて受講することはできない。
- 3 講習会の実習等を行う場所への移動に当たり、車等での移動を要する場合があるため、各自で交通手段を準備すること。
- 4 法第十七条第二項各号のいずれかに該当する者は、受講の申込みに先立って岡山県農林水産部畜産課又は各県民局農林水産事業部農畜産生産課に申し出ること。
- 5 講習会についての詳細は、岡山県農林水産部畜産課（電話〇八六一二二六一七四三一一）へ問い合わせること。

平成30年8月31日 岡山県公報 第12021号

〔四三〇〕土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第六十八条第四項において準用する同法第十八条第十六項の規定により、土地改良区清算人の就職の届出があつた。

平成三十年八月三十一日

岡山県知事 伊原木 隆 太

一 土地改良区の名称

越尾土地改良区

二 就職清算人

就職清算人氏名	住 所
花房 直人	久米郡美咲町越尾一〇二九
花房 正明	〃 〃 〃 一〇三三
岡部 幹雄	〃 〃 〃 一九六一
志茂 克明	〃 〃 〃 二一三六
越尾 充仁	〃 〃 〃 一〇九四
原本 忠雄	〃 〃 〃 三二四一
桑元 哲	〃 〃 〃 二六五一
関 雄輔	〃 〃 〃 一四四六
菅尾 義弘	〃 〃 〃 八二六

平成30年8月31日 岡山県公報 第12021号

〔四三一〕土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第八十九条の二第一項の規定により県営土地改良事業換地計画を定めたので、関係書類を次のとおり縦覧に供する。

この公告に係る決定に対して不服がある者は、縦覧の期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に知事に対して審査請求をすることができる。

平成三十年八月三十一日

岡山県知事 伊原 木 隆 太

一 地区名

美咲地区 第9工区 延坂団地

二 縦覧に供する書類

換地計画書

三 縦覧の期間

平成三十年八月三十一日から同年九月二十一日まで

四 縦覧の場所

美咲町役場

〔四三二〕測量法（昭和二十四年法律第八十八号）第三十九条において準用する同法第十四条第一項の規定により、岡山市長から次のとおり公共測量を実施する旨の通知があった。

平成三十年八月三十一日

岡山県知事 伊原 木 隆 太

岡山市全域	測量区域
公共測量（地図作成業務）	測量の種類
平成三十年八月十四日から平成三十一年三月二十九日まで	測量期間

〔四三三〕 次の者に係る都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十九条の規定による開発許可を受けた開発行為に関する工事が完了した。

平成三十年八月三十一日

岡山県知事 伊原木 隆 太

一 開発区域又は工区に含まれる地域の名称

浅口市金光町占見二二二一、二二二一三、二二二五―六

二 許可を受けた者の住所及び氏名

倉敷市玉島爪崎二七三―ウインズコート二〇五号

大橋 毅久

三 許可番号

岡山県指令建指第六四号

〔四三四〕次の者に係る都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十九条の規定による開発許可を受けた開発行為に関する工事が完了した。

平成三十年八月三十一日

岡山県知事 伊原木 隆 太

一 開発区域又は工区に含まれる地域の名称

総社市金井戸字渕ヶ添三四四―五

二 許可を受けた者の住所及び氏名

総社市泉五―三一県営住宅七―一〇四

福山 雄太

三 許可番号

岡山県指令建指第九三号

◎岡山県選管告示第四十六号

公職選挙法等執行規程（平成八年岡山県選管告示第十九号）の一部を次のように改正する。

平成三十年八月三十一日

岡山県選挙管理委員会

委員長 藤原健補

第三十二条中「又は知事」を「、県の議会の議員又は知事」に改める。

第三十三条第一項中「第六十八条第一項」の下に「又は岡山県議会の議員の選挙における選挙公報の発行に関する条例（平成二十七年岡山県条例第六十一号。以下「条例」という。）第三条第一項」を加え、「立候補の届出の日前六月以内に撮影した」を削る。

第三十四条第三項中「が令第八十八条第九項又は第八十九条第五項の規定により通称について」を「の通称について令第八十八条第八項（同条第九項又は令第八十九条第五項において準用する場合を含む。）の規定により」に改める。

第三十六条第二項及び第三十八条中「第六十八条第一項」の下に「又は条例第三条第一項」を加える。

第三十九条中「第六十九条第六項」の下に「又は条例第四条第二項」を加える。

第四十条第一項中「又は第二項」を「若しくは第二項又は条例第二条第一項」に改める。

様式第三十六号中「第168条第1項」の次に「（岡山県議会の議員の選挙における選挙公報の発行に関する条例（平成27年岡山県条例第61号）第3条第1項）」を加える。
様式第三十九号を次のように改める。

平成30年8月31日 岡山県公報 第12021号

様式第39号（選挙公報）（第40条関係）

その1（衆議院議員，参議院議員及び知事の選挙用）

年 月 日執行 選挙公報 岡山県選挙管理委員会
(1)
(2)
(3)
(4)

備考

- 1 掲載順序は，掲載欄記載の番号の順序によること。
- 2 掲載欄の分割については，掲載すべき候補者数に応じてその都度定める寸法（衆議院比例代表選出議員又は参議院比例代表選出議員の選挙にあつては，公職選挙法施行規則（昭和25年総理府令第13号）第21条に規定する寸法）によること。
- 3 複数面となる場合における各面に掲載する掲載文の数は，その都度定める。
- 4 余白が生じた場合は，県委員会において選挙啓発のための標語，絵図等を記載することができる。

平成30年8月31日 岡山県公報 第12021号

その2（県の議会の議員の選挙用）

年 月 日執行 選挙公報 岡山県選挙管理委員会	
(2)	(1)
(4)	(3)
(6)	(5)

備考

- 1 掲載順序は、掲載欄記載の番号の順序によること。
- 2 複数面となる場合における各面に掲載する掲載文の数は、その都度定める。
- 3 余白が生じた場合は、県委員会において選挙啓発のための標語、絵図等を記載することができる。

平成30年8月31日 岡山県公報 第12021号

附則

この告示は、公布の日から施行する。

◎岡山県選管告示第四十七号

政治資金規正法（昭和二十三年法律第九十四号）第六条第一項の規定による政治団体の届出があった。

平成三十年八月三十一日

岡山県選挙管理委員会

委員長 藤原健補

その他の政治団体（政党及び政治資金団体以外の政治団体）

国会議員関係政治団体以外の政治団体

政治団体の名称	代表者の氏名	会計責任者の氏名	主たる事務所の所在地	届出年月日
笑顔の津山をつくる会	河村美典	八木光子	津山市国分寺三一八―八	平成三〇・七・二三
江田あつし後援会	江田忍	江田好恵	岡山市南区あけぼの町二七―一六	〃 七・二七
厚志会	江田厚志	江田好恵	〃 〃	〃 〃
ふなこし健一後援会	佐藤壽夫	船越和江	都窪郡早島町若宮一八―五	〃 七・二三

◎岡山県選管告示第四十八号

政治資金規正法（昭和二十三年法律第九十四号）第七条第一項の規定による政治団体の届出事項の異動の届出があった。

平成三十年八月三十一日

岡山県選挙管理委員会

委員長 藤原健 補

一 政党の支部

政治団体の名称	代表者の氏名	異動事項	新	旧	異動年月日
自由民主党赤坂支部	金谷文則	主たる事務所の所在地	赤磐市東窪田四二二一	赤磐市由津里六六九	平成三〇・六・二四
〃	〃	代表者の氏名	金谷文則	川末義晃	〃
〃	〃	会計責任者の氏名	丸林靖幸	川末義晃	〃
自由民主党岡山県医療会	松山正春	代表者の氏名	松山正春	石川 紘	〃
支部	〃	会計責任者の氏名	内田耕三郎	大原利憲	〃
〃	〃	主たる事務所の所在地	岡山市北区駅元町一―二―三〇一(株)J R	岡山市北区駅前町二―四―六(株)ジェイア	〃
自由民主党岡山県ときわ会支部	谷口雅信	代表者の氏名	西日本岡山メンテナンス	ールサービズネット岡山	〃
〃	〃	代表者の氏名	谷口雅信	隅田康男	〃
二 その他の政治団体（政党及び政治資金団体以外の政治団体）					
政治団体の名称	代表者の氏名	異動事項	新	旧	異動年月日
芦田元後援会	植月 貴男	主たる事務所の所在地	勝田郡奈義町滝本一五八八	勝田郡奈義町滝本一五一八	平成三〇・七・一
岡山県医師連盟	松山正春	代表者の氏名	松山正春	石川 紘	〃
〃	〃	会計責任者の氏名	内田耕三郎	大原利憲	〃
小川進一後援会	難波里司	代表者の氏名	難波里司	大角昭三	平成二九・九・一
『ニュー笠岡のふなで』 考える会	金山真澄	会計責任者の氏名	三島悦子	栗原正宏	平成三〇・七・一九
平岡まもる後援会	三島昭彦	代表者の氏名	三島昭彦	永原 賢	〃
三島のりもと後援会	金山真澄	会計責任者の氏名	三島悦子	栗原正宏	〃

◎岡山県選管告示第四十九号

政治資金規正法（昭和二十三年法律第九十四号）第十七条第一項の規定による政治団体の解散の届出があった。

平成三十年八月三十一日

岡山県選挙管理委員会

委員長 藤原健補

政党の支部

政治団体の名称

希望の党岡山県衆議院第4選挙区支部

代表者の氏名

柚木道義

解散年月日

平成三〇・七・三

◎岡山県選管告示第五十号

政治資金規正法（昭和二十三年法律第九十四号）第十九条第二項の規定による資金管理団体の届出があつた。

平成三十年八月三十一日

岡山県選挙管理委員会

委員長 藤原健補

資金管理団体の届出をした

公職の種類

資金管理団体の名称

主たる事務所の所在地

指定年月日

者（代表者）の氏名

江田厚志

岡山市議会議員

厚志会

岡山市南区あけぼの町二七一六

平成三〇・七・二七

平成30年8月31日 岡山県公報 第12021号

◎岡山県公安委員会告示第百三十一号

銃砲刀剣類所持等取締法(昭和三十三年法律第六号)第五条の五第一項の規定により、次のとおり猟銃の操作及び射撃の技能に関する講習を実施する。

平成三十年八月三十一日

岡山県公安委員会

一 使用銃種

散弾銃

二 講習の日時及び場所

- 1 トラップ射撃(トラップから射撃線までの距離が十五メートルであるものをいう。)

日 時	場 所
平成三十年十月一日(月) 午前十時	倉敷市福田町浦田七四〇―一 倉敷国際射撃場
平成三十年十月三日(水) 午後一時	岡山市北区御津下田六二九 岡山県クレ―射撃場
平成三十年十月三日(水) 午前九時	真庭市仲間一八一六 湯原国際射撃場
平成三十年十月八日(月) 午前十時	倉敷市福田町浦田七四〇―一 倉敷国際射撃場
平成三十年十月十日(水) 午前九時	真庭市仲間一八一六 湯原国際射撃場
平成三十年十月十一日(木) 午後一時	岡山市北区御津下田六二九 岡山県クレ―射撃場

平成30年8月31日 岡山県公報 第12021号

午前九時	平成三十年十月十五日(月)	倉敷市福田町浦田七四〇―一 倉敷国際射撃場
午前九時	平成三十年十月十七日(水)	真庭市仲間一八一六 湯原国際射撃場
午前十時	平成三十年十月二十二日(月)	倉敷市福田町浦田七四〇―一 倉敷国際射撃場
午後一時	平成三十年十月二十三日(火)	岡山市北区御津下田六二九 岡山県クレ―射撃場
午前九時	平成三十年十月二十四日(水)	真庭市仲間一八一六 湯原国際射撃場
午前十時	平成三十年十月二十九日(月)	倉敷市福田町浦田七四〇―一 倉敷国際射撃場
午前九時	平成三十年十月三十一日(水)	真庭市仲間一八一六 湯原国際射撃場
午後一時	平成三十年十一月二日(金)	岡山市北区御津下田六二九 岡山県クレ―射撃場
午前十時	平成三十年十一月五日(月)	倉敷市福田町浦田七四〇―一 倉敷国際射撃場
午前九時	平成三十年十一月七日(水)	真庭市仲間一八一六 湯原国際射撃場

平成30年8月31日 岡山県公報 第12021号

午後一時	平成三十年十一月八日(木)	岡山市北区御津下田六二九 岡山県クレ―射撃場
午前十時	平成三十年十一月十二日(月)	倉敷市福田町浦田七四〇―一 倉敷国際射撃場
午前九時	平成三十年十一月十四日(水)	真庭市仲間一八一六 湯原国際射撃場
午前十時	平成三十年十一月十九日(月)	倉敷市福田町浦田七四〇―一 倉敷国際射撃場
午前九時	平成三十年十一月二十一日(水)	真庭市仲間一八一六 湯原国際射撃場
午前十時	平成三十年十一月二十六日(月)	倉敷市福田町浦田七四〇―一 倉敷国際射撃場
午後一時	平成三十年十一月二十八日(水)	岡山市北区御津下田六二九 岡山県クレ―射撃場
午前九時	平成三十年十一月二十八日(水)	真庭市仲間一八一六 湯原国際射撃場
午前十時	平成三十年十二月三日(月)	倉敷市福田町浦田七四〇―一 倉敷国際射撃場
午後一時	平成三十年十二月五日(水)	岡山市北区御津下田六二九 岡山県クレ―射撃場

平成30年8月31日 岡山県公報 第12021号

2 スキート射撃（クレイがセンターポール^ポルの上方を通過するように発射されるものをいう。）

日	時	場	所
平成三十年十月三日	午後一時	岡山市北区御津下田六二九	岡山県クレイ射撃場
平成三十年十月五日	午前十時	倉敷市福田町浦田七四〇一	倉敷国際射撃場
平成三十年十月十一日	午後一時	岡山市北区御津下田六二九	岡山県クレイ射撃場
平成三十年十月十二日	午前十時	倉敷市福田町浦田七四〇一	倉敷国際射撃場

平成三十年十二月十日	午前十時	倉敷市福田町浦田七四〇一	倉敷国際射撃場
平成三十年十二月十三日	午後一時	岡山市北区御津下田六二九	岡山県クレイ射撃場
平成三十年十二月十七日	午前十時	倉敷市福田町浦田七四〇一	倉敷国際射撃場
平成三十年十二月二十日	午後一時	岡山市北区御津下田六二九	岡山県クレイ射撃場

平成30年8月31日 岡山県公報 第12021号

<p>午後一時</p> <p>平成三十年十一月二十八日(水)</p>	<p>午前十時</p> <p>平成三十年十一月二十三日(金)</p>	<p>午前十時</p> <p>平成三十年十一月十六日(金)</p>	<p>午前十時</p> <p>平成三十年十一月九日(金)</p>	<p>午後一時</p> <p>平成三十年十一月八日(木)</p>	<p>午前十時</p> <p>平成三十年十一月二日(金)</p>	<p>午後一時</p> <p>平成三十年十一月二日(金)</p>	<p>午前十時</p> <p>平成三十年十月二十六日(金)</p>	<p>午後一時</p> <p>平成三十年十月二十三日(火)</p>	<p>午前十時</p> <p>平成三十年十月十九日(金)</p>
<p>岡山市北区御津下田六二九 岡山県クレ―射撃場</p>			<p>倉敷市福田町浦田七四〇―一 倉敷国際射撃場</p>	<p>岡山市北区御津下田六二九 岡山県クレ―射撃場</p>	<p>倉敷市福田町浦田七四〇―一 倉敷国際射撃場</p>	<p>岡山市北区御津下田六二九 岡山県クレ―射撃場</p>	<p>倉敷市福田町浦田七四〇―一 倉敷国際射撃場</p>	<p>岡山市北区御津下田六二九 岡山県クレ―射撃場</p>	

平成30年8月31日 岡山県公報 第12021号

平成三十年十一月三十日(金) 午前十時	倉敷市福田町浦田七四〇―一 倉敷国際射撃場
平成三十年十二月五日(水) 午後一時	岡山市北区御津下田六二九 岡山県クレ―射撃場
平成三十年十二月七日(金) 午前十時	倉敷市福田町浦田七四〇―一 倉敷国際射撃場
平成三十年十二月十三日(木) 午後一時	岡山市北区御津下田六二九 岡山県クレ―射撃場
平成三十年十二月十四日(金) 午前十時	倉敷市福田町浦田七四〇―一 倉敷国際射撃場
平成三十年十二月二十日(木) 午後一時	岡山市北区御津下田六二九 岡山県クレ―射撃場
平成三十年十二月二十一日(金) 午前十時	倉敷市福田町浦田七四〇―一 倉敷国際射撃場

三 受講手続

1 提出書類

所定の様式による受講申込書

2 提出先

住所地を管轄する警察署

3 提出期限

受講しようとする講習の実施日の七日前(その日が岡山県の休日である場合は、当該休日の直後における県の休日でない日)
成元年岡山県条例第二号)第一条第一項に規定する県の休日である場合は、当該休

四 受講手数料

一万二千三百円

(注) 受講申込みの際、岡山県収入証紙により納付すること。

なお、受講手数料は、納付後は還付しない。

五 その他

1 各講習の受講定員は、おおむね五人とする。

2 代理受講は、認めない。

3 講習修了証明書は、受講申込書を提出した警察署において後日交付することとする。

平成30年8月31日 岡山県公報 第12021号

◎岡山県公安委員会告示第百三十二号

銃砲刀剣類所持等取締法(昭和三十三年法律第六号)第五条の五第一項の規定により、次のとおり猟銃の操作及び射撃の技能に関する講習を実施する。

平成三十年八月三十一日

岡山県公安委員会

- 一 使用銃種
ライフル銃
- 二 講習の日時及び場所

日 時	場 所
平成三十年十月二日(火) 午前十時	岡山市北区御津伊田二二九一 御津ライフル射撃場
平成三十年十月二日(火) 午前九時	真庭市仲間一八一六 湯原国際射撃場
平成三十年十月九日(火) 午前十時	岡山市北区御津伊田二二九一 御津ライフル射撃場
平成三十年十月十六日(火) 午前十時	
平成三十年十月二十三日(火) 午前十時	
平成三十年十月三十日(火) 午前十時	
平成三十年十一月六日(火)	

平成30年8月31日 岡山県公報 第12021号

四 受講手数料

受講しようとする講習の実施日の七日前

3 提出期限

住所地を管轄する警察署

2 提出先

所定の様式による受講申込書

1 提出書類

三 受講手続

午前十時	平成三十年十一月六日(火)	午前九時	真庭市仲間一八一六 湯原国際射撃場
午前十時	平成三十年十一月十三日(火)	午前十時	岡山市北区御津伊田二二九一 御津ライフル射撃場
午前十時	平成三十年十一月二十日(火)	午前十時	
午前十時	平成三十年十一月二十七日(火)	午前十時	
午前十時	平成三十年十二月四日(火)	午前十時	
午前十時	平成三十年十二月十一日(火)	午前十時	
午前十時	平成三十年十二月十八日(火)	午前十時	

一万二千三百円

(注) 受講申込みの際、岡山県収入証紙により納付すること。

なお、受講手数料は、納付後は還付しない。

五 その他

- 1 各講習の受講定員は、おおむね五人とする。
- 2 代理受講は、認めない。
- 3 講習修了証明書は、受講申込書を提出した警察署において後日交付することとする。